

県税の納税証明書

■自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

請求窓口	県の地域振興局・支庁県税担当課(鹿児島地域振興局は自動車税課、県税管理課)
請求の際に必要なもの	自動車検査証
	窓口に来所される方の本人確認書類(自動車検査証を持参できない場合)
	委任状(自動車検査証を持参できない場合で、代理人による請求の場合)
	領収証書(納付後おおむね3週間以内の場合)
	身体障害者手帳等、運転をされる方の運転免許証(減免を受けている場合)
交付手数料	住民票謄本など(上記の介添運転に係る減免を受けている場合で、本人及び運転者の住所が確認できるもの)
	無料

【自動車税の納税確認の電子化について】

自動車の車検更新時における自動車税の納税確認については、自動車税の未納のない場合(延滞金含む)に限り、運輸支局で電子的に納税確認できるようになりました。
ただし、次の場合には、従来どおり運輸支局の窓口で納税証明書を提示してください。

- 軽自動車、二輪の小型自動車が車検を受ける場合
→ 市町村が発行する納税証明書の提示が必要です。
- 自動車税減免・免除等の車両が車検を受ける場合
- 自動車税を納付後、すぐに車検を受ける場合
→ 運輸支局で納税確認ができるようになるまでは、次の日数が必要となります。
このため、納付後すぐに車検を受ける必要がある場合には、金融機関やコンビニエンスストアで納付いただき、納税通知書に添付の納税証明書を運輸支局の車検窓口へ提示してください。
 - ・ 金融機関 → 納付日から2～10日程度
 - ・ クレジットカード → 手続日から1週間程度
 - ・ コンビニ、ペイジー → 納付日から2日程度
 - ・ スマホアプリ → 納付日から1～3週間程度

※ 運輸支局では、県税の納付確認業務は行っておりませんので、御注意ください。

■各県税の納税証明書

請求窓口	県の地域振興局・支庁県税担当課(鹿児島地域振興局は県税管理課)
請求の際に必要なもの	納税証明請求書(県の地域振興局・支庁に備えてあります。 また、県のホームページからも取得できます。)
	委任状(代理人による請求の場合)
	窓口に来所される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	領収証書(納付後おおむね3週間以内の場合)
交付手数料	証明書1枚につき400円の収入証紙の購入が必要

納税証明書は、「税額の証明」と「未納なし証明」があります。

どちらの証明が必要かあらかじめ御確認ください。

- 税額の証明・・・事業年度課税額、納税済額、未納額が表示されます。
- 「県税に未納がない」ことの証明
・・・「県税について未納はありません」と表示されます。未納がある場合は交付できません。

※ 令和8年4月から、納税証明書の電子申請を開始しました。

詳しくは以下URLから

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html>